

ゲノム情報を用いた犯罪捜査と個人情報保護

◆米国司法省が発表した法医遺伝系譜学捜査に関する暫定方針

米国司法省は、19年11月1日から有効となる法医遺伝系譜学（forensic genetic genealogy）捜査に関する暫定方針を発表した。この暫定方針は、司法省が管轄する全ての機関に適用され、未解決の凶悪犯罪に法医遺伝系譜学を適用する際の具体的な条件や手順を示したものである。

法医遺伝系譜学捜査とは、急速にデータ量が増えている個人向けゲノム解析サービスが収集しているゲノム情報を使って、近縁の血縁者ほどゲノム配列の一致度が高くなる原理に基づき、犯罪者の血縁者を探し出す手段である。

暫定方針では、凶悪犯罪者や身元不明死体の捜査に際し、他に有力な解決手段がなく、司法省の機関が収集しているゲノム情報データベースに該当者がなかった場合に限り、一般個人を対象として収集したゲノム情報を使用することが可能であるとしている。また、捜査に当たって、ゲノム情報サービス提供者に対し、事前に捜査にデータを使用することを伝えること、有用な情報が得られた際にデータの保存を依頼すること、事件の結審後には、捜査のために使用した情報を消去すること、全ての作業を書類として残すことなどの手順が記載されている。

◆この1年半で50以上の犯罪捜査に貢献した法医遺伝系譜学

18年4月、米国カリフォルニア州で、迷宮入りと思われていた連続強姦殺人事件が、法医遺伝系譜学を用いることで解決され、ゲノム情報の犯罪捜査での有効性を印象付けた。現場に残された犯人の生体試料のゲノム情報から、犯人の遠縁の血縁者が見出され、それを手掛かりに、犯人の絞り込みが行われた。

その後、1年半の間に、法医遺伝系譜学は50件以上もの凶悪犯罪事件の解決に役立っている。しかし、法医遺伝系譜学は強力な手段であるが、犯罪に関係のない個人が自発的に登録した情報が犯罪捜査に用いられることが個人情報保護に抵触することが指摘されていた。今回、米国司法省が示した暫定方針のように、個人情報保護に配慮しながら、ゲノム情報を有効活用するには、透明性と納得性のあるルール作りが欠かせない。

【戸潤一孔】